

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)

アクションプランの概要

令和4年7月27日(水)

鳥取県

1 人権施策基本方針の概要

この方針は「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針で、3つの基本理念を掲げ、県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

人権尊重の基本理念

社会情勢等を踏まえ、「**お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会**」の実現のため、以下の3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

- ①一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築
- ②人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚
- ③すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

※基本方針はおおむね5年後の令和8（2026）年を目途に見直します。

第4次改訂のポイント等

県では、SDGs の理念を踏まえた人権施策の推進とインターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染拡大など複雑化・多様化する人権問題に対応するため、人権施策基本方針を改訂しました。

(1) 条例改正に基づく構成の見直し

令和3年4月に行った「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の改正に基づき構成を見直しました。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 第1章 基本的な考え方 | 第2章 人権教育・人権啓発の推進 |
| 第3章 (新)差別実態の解消に向けた施策 | 第4章 (新)相談支援体制の充実 |
| 第5章 (新)人権施策の推進に資する調査 | 第6章 (新)共通して取り組む重要施策 |
| 第7章 分野別施策の推進 | 第8章 人権施策の推進体制 |

(2) 社会情勢の変化

法制度の整備、インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、複雑化・多様化する人権問題への対応を盛り込みました。

- インターネット上での人権侵害行為への対応
- 新型コロナウイルス感染症等病気に関わる人の人権侵害行為への対応
- 部落差別解消法やパワハラ防止法等の法整備を踏まえた改訂

(3) 鳥取県人権意識調査の結果を反映

鳥取県人権意識調査(令和2年5月)の結果で明らかになった、県民の人権に関する認識や差別実態による課題を抽出し、施策の基本的方向などに反映させました。

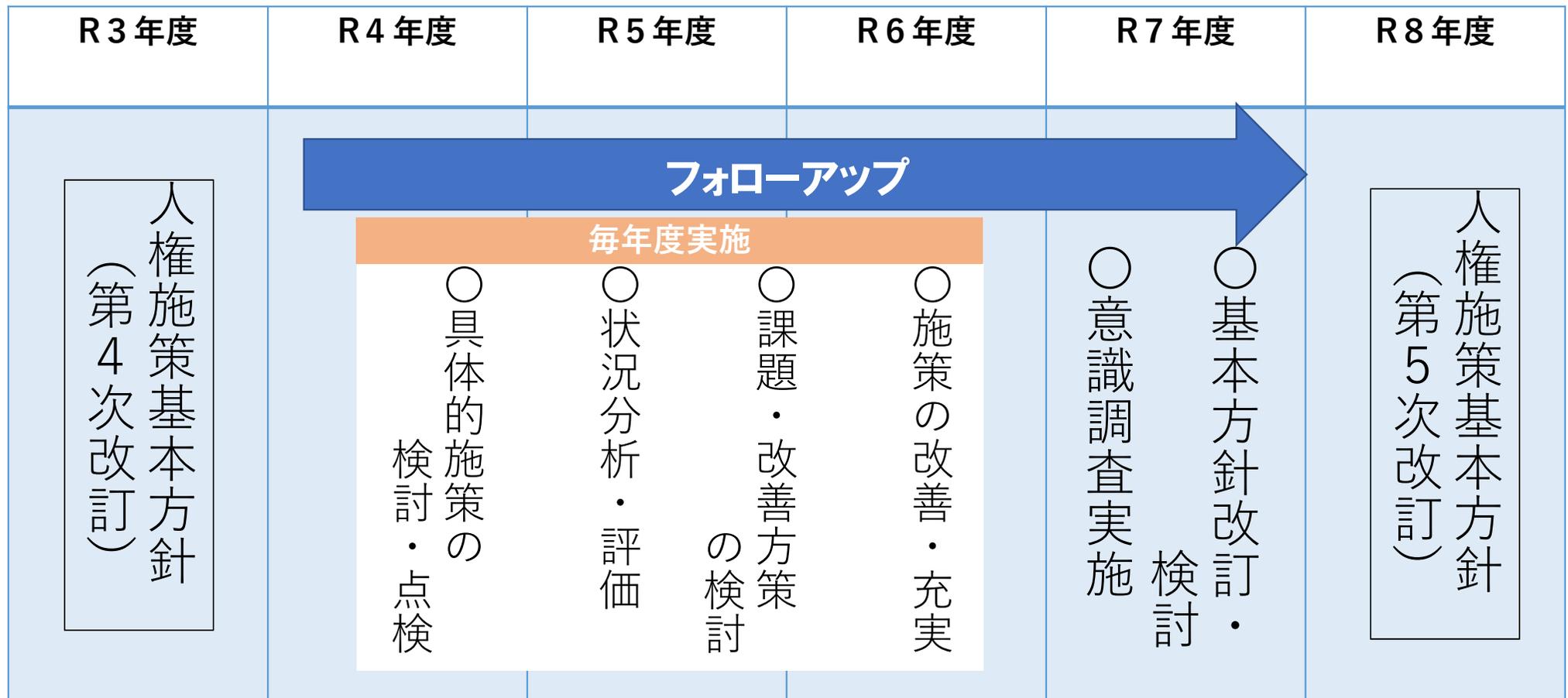
- 新設した「第5章 人権施策の推進に資する調査」に人権意識調査を明記
- 各章の現状と課題に調査結果を反映

○条例の改正施行(令和3年4月)

人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別行為(インターネットを通じて行う行為を含む)を禁止する「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正、施行し、人権が尊重される社会づくりを一層促進することとしました。

2 第4次改訂期間(令和4～7年度)の進め方

基本方針（施策の基本的方向）に沿った具体的施策で構成するアクションプランに基づき人権施策を推進し、その成果等を検証しながら、当該プランの改善・充実を図りフォローアップを行うことにより、基本方針を着実に推進する。



3 主な具体的施策の概要

1 学校教育

■学校人権教育振興事業

自他の大切さを認めることができる児童生徒の育成に向け、「鳥取県人権教育基本方針－第2次改訂－」を周知するとともに、「人権教育で育てたい資質・能力」を拠り所とした実践や「協力」「参加」「体験」を中核とした学習の推進など、指導内容や指導方法の在り方についての認識を深め、鳥取県がめざす人権教育の推進を図る。

○研修事業

「鳥取県人権教育基本方針－第2次改訂」の周知を図るとともに、県外の先進事例等を学び、人権教育推進に向けて研究協議するための研修会等を実施する。

○指導事業

各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出向き、人権教育の指導内容・指導方法等について指導・助言を行う。

○人権学習講師派遣事業

個別的な人権問題（性的マイノリティ、障がい者等）について当事者や関係者を講師とする学習会を実施する。

→【基本的方向】（1）（2）（3）

自他の人権を大切にすることへの正しい理解

2 社会教育

■人権教育アドバイザー事業

地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人一人が主体者として進められるよう、市町村と連携を図りながら、市町村が行う人権教育施策、住民学習の充実に対する支援を行う。

○人権教育アドバイザー事業

市町村における人権教育の一層の推進充実を図るため、鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の実情を把握し、諸課題解決のための助言を行う。

- ・東部・中部・西部地区より各3名、計9名を委嘱
- ・人権教育アドバイザー会議（年2回開催）

○市町村人権教育行政担当者会

市町村の人権教育を担当する行政職員、人権教育推進員を対象として、事業説明、情報交換を行う。

- ・市町村人権教育行政担当者会（年2回開催）

→【基本的方向】（2）（3）（4）

真に人権が尊重される社会の実現

第2章 人権教育・人権啓発の推進 II 人権啓発

<差別と偏見のない社会づくり推進費>

■正しい知識の普及啓発

(1) 企業・市町村トップセミナー
ビジネスと人権の観点から、商工団体等との連携を密に行いながら、企業トップ等を対象とした啓発に重点的に取り組むことで、企業トップ等の人権意識の向上を推進する。

(2) 県民企画による人権啓発活動支援事業補助金
県民主体の活動を広げていくため、人権啓発の取組を支援する。
・補助対象事業 県民自ら企画する人権啓発活動
・補助対象者 県内で活動する団体（※1団体3回まで）

<人権啓発教育事業>

人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援

■人権啓発活動事業

- (1) 人権情報誌ふらっと 年2回発行 学校、市町村等に配布
- (2) ラジオCM 人権啓発をテーマとした内容を放送
- (3) ガイナーレ鳥取と連携した人権啓発活動
ガイナレ鳥取のSNSを活用した人権啓発に関するPR
- (4) みんなの人権フェスティバル
12月4日～10日の人権週間中に県民参加型イベントを開催
- (5) カラーユニバーサルデザイン調査
色づかいに配慮した施設づくりを促し、色のバリアフリー化を進める。

■人権教育事業

- (1) カラーユニバーサルデザイン（UD）出前授業
県と学校が協力し、UDに関する学習に加え、障がい者や高齢者への向き合い方等に関する学習を実施

■市町村・団体等支援事業

- (1) 人権啓発活動市町村再委託
- (2) 県民による人権啓発委託事業

■人権研修推進事業

○県職員人権研修(職場研修・単位制研修)
※公務員等は、人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められている。

一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

第3章 差別実態の解消に向けた施策

第4章 相談支援体制の充実

<差別と偏見のない社会づくり推進費>

鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき、正しい知識を効果的に周知し、差別解消に向けて原因や背景を分析、必要な取組の検討を行う。また、県民が様々な支援施策を円滑に活用できるよう相談機能を充実させる。

■差別実態の解消に向けた施策

○差別事象の把握

- ・市町村からの報告、インターネットモニタリング、県が設置する人権相談窓口への相談等から県内で発生している差別事象について把握

○差別事象検討小委員会（委員6名、随時開催）

- ・県内発生している差別事象について、差別事象検討小委員会において原因や背景の分析、対応策や今後必要な啓発の取組等について検討

○人権尊重の社会づくり協議会（委員26名、年3回程度開催）

- ・県民の幅広い意見や人権意識調査の結果を反映させた人権施策基本方針の改訂を検討

○障がい者差別解消支援地域協議会

- ・県内で発生した差別事象や解消事例等について共有し、差別解消に向けた必要な取組を検討

■相談支援体制の充実

○活用しやすい環境づくりの推進

- ・相談窓口の一層の周知
- ・専門相談員（弁護士）による人権法律相談会の開催（県内3か所で開催）

○関係機関の連携の推進

- ・国、市町村の機関、NPO等の民間機関との緊密な連携、協働の推進
- ・県弁護士会、鳥取地方法務局、県警察、県の4者連携での支援

○相談員の資質向上

- ・関係職員や相談員等に対する研修の実施

○人権に関する総合的な相談窓口による対応

- ・県内3か所に総合的な人権相談窓口を設置し、内容を限定せず相談を受け、相談者の支援に努める

○救済制度の確立の国への要望

- ・条例の効力の範囲の限界や独立した救済機関の設立権限がないなど、自治体の機能には限界があるため、実効性のある救済制度の確立を国へ要望する

人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚

第6章 共通して取り組む重要施策

SDGsの理念を踏まえ「ビジネスと人権」や「デジタル社会における人権」に係る人権施策を推進する。

■ ビジネスと人権

企業内人権啓発推進事業

■ 推進員の設置促進

推進員未設置の県内事業所へ鳥取県東部・西部に設置している企業人権啓発相談員による訪問活動を行い、推進員設置の働きかけを行う。

<参考：令和3年度実績>

設置事業所数：4,394

→【基本的方向】（1）

■ 推進員研修会の開催

推進員を対象とした「公正採用選考人権啓発推進員研修会」を年3回開催し、必要な知識、理解及び認識の向上を図る。

<参考：令和3年度実績>

2回の研修をオンラインで実施し、合計834名参加

→【基本的方向】（1）

みなくるによる社内研修講師派遣や労働セミナーの実施

■ 社内研修への講師派遣

企業が行う社内研修（ハラスメント、メンタルヘルスクア等）へ講師派遣を行い、職場環境の改善に取り組む。<参考：令和3年度実績>

派遣企業数：36社

総参加者数：1,146名

→【基本的方向】（2）

■ 労働者・経営者向けセミナー

経営者・労働者を対象に労働関係法令のセミナーを開催し、労使間トラブルやハラスメントの未然防止を図る。

<参考：令和3年度実績>

開催回数：5回

参加者累計：192名

→【基本的方向】（2）

■ デジタルと人権

<デジタルメディアリテラシー向上事業【啓発】>

<一般向け>

■ 事業の目的・概要

スマートフォンやタブレット端末、SNS等のコミュニケーションツールを含めたデジタルツールの利用者が急速に増加しており、県民が誤った情報に惑わされたり、心無い誹謗中傷や差別的な投稿の被害者や加害者にならないよう、デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力、「デジタルメディアリテラシー」を高めていくための普及啓発を実施する。

◆ 事業の内容

以下の内容を重点に、特設サイト、パンフレット等で啓発

○フェイクニュース等の誤った情報に惑わされたりしないようデジタルメディアを正しく読み取り行動すること。

○デジタルメディアによる誹謗中傷や差別的投稿の加害者、被害者にならないよう正しい知識を身に付ける行動すること。

<インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業【教育】>

<児童向け>

■ 事業の目的・概要

保護者と子どもたちに対し、民間（関係企業・団体等）と連携して、電子メディア機器とのよりよい接し方についての教育啓発を図る。

◆ 事業の内容

○鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会に委託して以下の取組を実施する。

・SNSトラブルから子どもを守る取組（県PTA協議会と連携した啓発・広報等）

・親子で電子メディアとの適切な付き合い方を学び、使用ルールを主体的に作成する講座・啓発イベントの開催

・電子メディアとの付き合い方を子ども・保護者・学校で学べる学習ノートの作成・配布

○情報モラル、リテラシー、シチズンシップ等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、児童生徒への啓発・学習と教職員教育研修を行う。 など

すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現